

大口町告示第45号

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

平成22年4月1日

大口町長 森 進

1 負担区の名称

第2負担区、第3負担区

2 賦課対象区域

丹羽郡大口町上小口三丁目並びに外坪一丁目、外坪四丁目、外坪五丁目及び新宮二丁目の各一部

3 賦課対象区域の地籍

204,000平方メートル

